１箇月及び１年の拘束時間の延長に関する協定書

　○○運輸株式会社代表取締役○○○○と○○運輸労働組合執行委員長○○○○（○○運輸株式会社労働者代表○○○○）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第４条第１項第１号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１ 本協定の適用対象者は、トラックの運転の業務に従事する者とする。

２ １箇月及び１年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は１日とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間計 |
| 295時間 | 284時間 | 245時間 | 267時間 | 300時間 | 260時間 | 250時間 | 295時間 | 310時間 | 300時間 | 284時間 | 310時間 | 3,400時間 |

３ 本協定の有効期間は、○年４月１日から○年３月31日までとする。

４ 本協定に基づき１箇月及び１年の拘束時間を延長する場合においても、１箇月の時間外・休日労働
時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

５ 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、14日前までに協議を行い、変更を
行うものとする。

○年○月○日

以上

○○運輸労働組合執行委員長 ○○○○ 印

（○○運輸株式会社労働者代表 ○○○○ 印）

○○運輸株式会社代表取締役 ○○○○ 印